

## PRESCO 利用規約（マーチャント）

### 第1条（本規約の目的及び遵守）

1. 本規約は、オープン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「PRESCO」（以下「本サービス」といいます。）のマーチャントの利用について定めるものです。
2. すべてのマーチャントは、本規約を遵守するものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用されます。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供するアフィリエイトサービスで、マーチャントの広告がアフィリエイトサイトに掲載され、その広告効果に基づいて マーチャントがパートナーに報酬を支払う仕組みを提供するプログラムをいいます。
- (2) 「アフィリエイトサービス」とは、メディアの運営者が、自己のメディアにマーチャントの広告を掲載して、その成果に応じて広告収入を得るシステムをいいます。
- (3) 「マーチャント」とは、本サービスを利用してメディアに広告を出稿する者をいいます。
- (4) 「マーチャントサイト」とは、マーチャントが本サービスを利用してメディアに広告を出稿しているサイトをいいます。
- (5) 「パートナー」とは、アフィリエイトサイトを運営し、本サービスを利用してユーザーをマーチャントサイトに誘導することで、報酬を得ようとする者をいいます。
- (6) 「メディア」とは、PC、Eメール、携帯電話、移動情報端末等の電子機器を利用して閲覧可能な、広告を掲載する媒体としての機能を有するものをいいます。
- (7) 「アフィリエイトサイト」とは、パートナーが運営し当社が本サービスへの登録を承認したメディアをいいます。
- (8) 「ユーザー」とは、アフィリエイトサイト上に掲載されたマーチャントの広告を経由して、マーチャントサイトを訪問する者をいいます。
- (9) 「トラッキングシステム」とは、ユーザーの行動を記録し、広告効果の測定を行う本サービスのシステムをいいます。
- (10) 「パートナー報酬」とは、パートナーがアフィリエイトサイトにマーチャントの広告を掲載して、その成果に応じてマーチャントから当社を介して得る報酬をいいます。
- (11) 「本サービス利用料」とは、当社がマーチャントから収受する手数料のことをいい、その金額は、アフィリエイトサイトに掲載する広告を通じて発生した注文に対して、マーチャントが定めた注文1件に対する所定金額の報酬からパートナー報酬を差し引いた額とします。

### 第3条（本規約に基づく契約の成立）

1. マーチャントが、当社に対して当社所定のオンラインフォームによる申し込みを行い、当社が当該マーチャントの与信及びマーチャントサイトの調査を行った結果、問題がないと判断した場合は、当該申し込みを承諾します。当該承諾により、本規約は効力を生じ、マーチャントと当社の間で契約が成立するものとし、その成立をもって、マーチャントは本サービスの利用を開始できます。なお、当社による承諾は、以下の方法により行われます。
  - (1) 当社からマーチャントに対する、管理画面にログインするログインIDとパスワードの通知
  - (2) 当社による管理画面上への新たなマーチャントサイトのアカウントの追加
2. マーチャントは、本サービスの利用を開始するにあたり、当社が指定する届出事項を、本サービスの管理画面から当社に届け出るものとします。
3. マーチャントは、申込書記載の事項若しくは前項の届出事項に変更が生じた場合、又はマーチャントサイトの内容に大幅な変更が生じる場合、当社に遅滞なく通知しなければならないものとします。
4. マーチャントの申込書記載事項若しくは届出事項に不備若しくは虚偽があり、又は変更のあった当該事項に関して当社に通知を行わないために、当社からマーチャントに対する通知の遅延若しくは不達、又はパートナーからのクレーム等が発生したことにより損害が生じた場合、一切の責任はマーチャントが負うものとします。

### 第4条（広告掲載の提携）

1. マーチャント及びパートナーは、双方が管理画面で広告掲載の合意を行い、これを当社が承認することによりパートナーとマーチャントの間で広告掲載提携が成立するものとします。
2. 前項に基づく提携の成立後であっても、パートナーは、マーチャントから掲載を依頼された広告をそのアフィリエイトサイトに掲載するかどうかの判断を独自に行えるものとします。

### 第5条（パートナー報酬の支払い）

前条に定める広告掲載の提携に基づいて発生するパートナー報酬の支払いについては、当社が第6条の規定に従ってマーチャントに対し請求し、パートナーへ支払うものとします。

### 第6条（支払）

1. マーチャントは、当社が別途定める本サービスの手数料、アカウント開設費、基本管理費、オプション料、及びパートナー報酬（以下、総称して「報酬」といいます。）を本条に従い当社に支払うものとする。

2. 広告の内容、掲載方法、報酬発生条件等を示した報酬発生条件は、マーチャント又はマーチャントの指示により当社においてパートナーに連携するものとします。マーチャントは、自身の行った当該作業に関して、過失、錯誤等があり、それらが意図しないものであったとしても、その理由の如何にかかわらず、当該内容の広告掲載の提携に同意したものとみなされます。
3. マーチャントは、パートナーが当社の定めるパートナー用 PRESCO 利用規約（以下「パートナー利用規約」といいます。）に違反した場合、パートナー利用規約に従い、当社がパートナー報酬の支払を留保し、又は拒絶する場合があることに同意するものとします。
4. 当社は、毎月の末日締めで報酬をマーチャントに請求し、マーチャントは、当該締月の翌月の末日までに当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、マーチャントが、当社の指定する金融機関口座に報酬等の支払いのために金銭の振り込みを行う場合の振込手数料は、マーチャントが負担するものとします。
5. マーチャントは、アフィリエイトサイトに掲載された広告がユーザーによりクリック等の操作がなされた日から、当該広告の掲載終了等の理由の如何にかかわらず、広告効果についてのトラッキングの有効期間が60日に設定されることに同意するものとします。なお、当該日数の変更は当社所定の手続きにより行うものとします。当社は、当該有効期間に発生した注文を、当該注文がなされた際の経由ルートにかかわらず、報酬の算定の基礎として利用するものとし、マーチャントは、当該報酬を本条に従い支払うものとします。
6. マーチャントが本サービスに基づく金銭の支払義務を怠ったときは、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払わなければならないものとします。
7. マーチャントは、当社からマーチャントに対して送付された請求書の内容に関して異議を申し立てる場合、当該請求書の支払日の3営業日前までに、当社に対し当該異議の内容を書面で通知しなければならないものとします。かかる書面による通知がない場合は、当該請求の内容についてマーチャントには何ら異議がないものとみなされ、それ以降、当該請求の内容に関し当社に対して異議を申し立てることはできないものとします。
8. マーチャントは、注文の承認を行った場合、当該注文を承認した月の末日までにこれを取り消さない限り、当該注文に関する報酬の設定又は注文の承認に、過失、錯誤等があり、それらが自己の意図しないものであったとしてもその理由の如何にかかわらず、当該承認を取り消すことはできず、マーチャントは、当社に対して、当該注文に関する報酬の支払いを行わなくてはならないものとします。
9. マーチャントから当社への報酬の支払いが本条規定の支払期日より遅滞した場合、マーチャントは、当社が、当社の合理的な判断により、第10条に規定する注文承認作業が行われていない注文の拒否又は承認をマーチャントに代わって行うことについてあ

らかじめ同意するものとします。

10. マーチャントの支払が本条に定める支払期日より遅滞した場合で、マーチャントがパートナーとして本サービスに登録している場合は、本サービス料金と、パートナーへの報酬を相殺することに同意するものとします。

#### 第7条（マーチャントの義務等）

1. マーチャントは、自己の責任において本サービスにかかるログインID及びパスワードを管理し、第三者への開示及び利用、譲渡、売買、貸与、ツールを利用したログイン等の行為を行ってはならないものとします。マーチャントのID及びパスワードの管理が不十分であること、又は、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じる結果に関して、マーチャントが自己の責任にて解決するものとし、当社に一切の損害を与えないものとします。また、マーチャントは、自己のログインID及びパスワードが不正に利用されたと認知した場合は、当該事象を当社に遅滞なく連絡しなければならないものとします。
2. マーチャントは、第三者がマーチャントのログインID及びパスワードを利用することにより、本サービスその他これに付随するサービスの操作・利用等をした場合でも、これが当社の責に帰すべき事由に起因するものでない限り、当社が当該行為を有効とみなすことに同意するものとします。
3. マーチャントは、広告掲載期間終了後に本サービスにおいてアフィリエイトサイトに提供した広告等の情報の削除・変更について、マーチャントの責任により、報酬発生条件の詳細に記載若しくは当社の指定する方法によって、全ての関係するパートナーに対して連絡・要請をなすものとし、当該連絡・要請が不適切若しくは不十分であったことにより生ずる一切の責任はマーチャントが負い、 当社は何ら責任を負わないものとします。
4. マーチャントは、本サービスの利用に際して自ら実施すべき作業を、当社以外の第三者に委託してはならないものとします。
5. マーチャントは、パートナーによる広告掲載の成否が当社によって保証・表明されるものではないことを確認し、自らの責任において提携するアフィリエイトサイトを選択、決定するほか、パートナーとの提携承認又は拒否・報酬設定を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。
6. マーチャントは、マーチャントサイトの一部若しくは全部のページへのアクセスが中断、停止されることが予定若しくは予期される場合、当該中断若しくは停止について、事前に当社及び本サービスを通じて提携しているパートナーに通知するものとします。
7. マーチャントは、アフィリエイトサイトの内容について当社が関与しないことを確認するとともに、アフィリエイトサイトの内容の削除・変更等については、当社を介してパートナーに対して連絡・要請するものとします。ただし、当社からの連絡・要請は、

商業上合理的な範囲で行うことができるものとします。なお、当社は、当該連絡・要請により当該アフィリエイトサイトがリンク・文章等の削除・変更等を行うことを保証しないものとします。

8. マーチャントは、当社のトラッキングシステムの精度向上その他の本サービスの品質向上を目的として、当社の要望に応じ、当社が指定する計測タグのマーチャントサイトへの設置その他の必要な事項を実施し、当社が当該計測タグから取得されるデータを取得して第15条の規定に基づき利用することに同意するものとします。
9. マーチャントが本サービスを構成する一部として第三者の開発したトラッキングシステム（以下「第三者トラッキングシステム」という。）が必要となる場合、マーチャントの費用と責任において、マーチャントと当該第三者との間で当該第三者トラッキングシステムのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。なお、マーチャントは、当該第三者トラッキングシステムに起因して当社に損害が発生した場合、その損害を賠償するものとします。

#### 第8条（マーチャントサイトの管理）

1. マーチャントは、本サービスを利用するマーチャントサイト及び本サービスで利用するバナー等が、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、本規約に基づく契約が継続している期間は、当該状況が継続していることを保証するものとします。
  - (1) 法律、条例、条約に違反、もしくはそのおそれがあるもの
  - (2) 猥褻性が高い写真、イラスト及び表現の入ったもの
  - (3) 医療、医薬品、化粧品において、厚生労働省が承認する範囲を逸脱するもの
  - (4) 経済の安全性、信頼性を損なうおそれのあるもの
  - (5) 人権侵害の恐れのあるもの
  - (6) 他の著作物の著作権及び著作者人格権を侵害するもの
  - (7) 当社の事業内容と競合するもの
  - (8) その他当社が不適切と判断するもの
2. マーチャントは、マーチャントサイト及び本サービスで利用するバナー等のコンテンツの情報を正確かつ最新の状態に保つように管理するものとします。
3. 広告内容及びマーチャントサイトについての第三者からの苦情及び損害賠償請求、その他の要求があった場合は、全てマーチャントにおいて解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（禁止行為）

1. 本サービス利用期間中及び本サービス利用期間終了後1年間は、当社の事前の書面又は電磁的記録による同意なく、当社が紹介したパートナー及びメディアとの間で、本サービスによらない方法で広告に関する取引を行ってはならないものとします。

2. マーチャントが前項に違反してパートナーと個別に取引を行ったことが発覚した場合は、当社は、本規約の他の条項に定める救済に加えて、当該契約によりマーチャントが当該パートナーに支払う報酬の1年分相当を違約金としてマーチャントに請求することができるものとします。
3. マーチャントは、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) パートナーに対して、意図的にマーチャントの商品やサービスを賞賛するキーワードを指定して記事を書かせる行為
  - (2) 当社に対して、パートナーに特定の商品やサービスを賞賛する書き込みをさせ、又はそのような書き込みを誘発する行為をするように依頼する行為
  - (3) 当社に対して、特定の商品やサービスを賞賛する書き込みをさせるためにパートナーの募集を依頼する行為

#### 第10条（注文の管理及び承認作業）

1. マーチャントは、管理画面にて注文の承認及び承認拒否の作業（以下「注文承認作業」という。）を報酬発生の条件に基づき行うものとします。
2. マーチャントが注文の承認拒否を行う場合は、合理的な根拠を必要とするものとし、当社がマーチャントに対し当該承認拒否の理由の説明を求めた場合、マーチャントは遅滞無く当社の求めに応じなければならないものとします。
3. マーチャントは、管理画面上で表示される個別の注文について、注文受領後45日以内に注文承認作業を行うものとします。当該期間内に諾否が行われない場合、マーチャントは、当該注文を承認したものとして、報酬を支払うものとします。
4. マーチャントは、管理画面にて注文発生の状況及びその内容を随時確認し、不正と思われる注文を発見した場合は、遅滞無く当社に報告するものとします。
5. マーチャントは、注文承認作業を行った根拠となるデータを本サービスの利用を開始した日から本規約に基づく契約が終了する日まで保管し、当社が合理的な事由に基づき当該データの提示を求めた場合は、当社に対して当該データ及び当該データを補完するデータを当社に提示し、当社に対して注文承認作業の根拠を説明しなければならないものとします。
6. 当社がマーチャントの注文承認作業の状況及び前項の説明に疑義があると合理的に判断した場合、当社はマーチャントの事務所・営業所等に、マーチャントの事前の承諾を得て、立ち入り調査を行うことができるものとします。
7. マーチャントが、本条第1項の義務に反して虚偽の注文承認作業を行った場合、当社は、当該虚偽注文承認作業によって発生した報酬、当該虚偽注文作業の調査に要した費用をマーチャントに請求できるものとします。

#### 第11条（トラッキングシステムの管理）

1. マーチャントは、本サービスにおいて当社が提供するトラッキングシステムを、当社が別途定める方法により適切に設定した上、利用できるものとします。
2. マーチャントは、当社よりトラッキングシステムの仕様変更又はアップデートを通知された場合、遅滞無くその通知内容に対応するものとします。
3. マーチャントは、当社の書面または電磁的記録による事前の承諾を得なければ、いかなる方法によっても、トラッキングシステムその他本サービスにかかわる一切のシステム（本サービスにかかわるサイトのコンテンツ・管理画面を含む。）を複製、模倣、公開することはできないものとします。
4. マーチャントは、トラッキングシステムのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他のソースコードを抽出することを目的とする一切の行為を行ってはならないものとします。

#### 第12条（本サービスの中断及び停止）

1. 当社は、本サービスのシステムの管理・保守等のメンテナンスを行う場合、又はシステムの機能向上のためのアップグレードを行う際、本サービスの中断又は停止が必要と認めた場合は、電子メール又は当社の運営管理するウェブサイト若しくはその他適切な方法によりマーチャントに通知するものとします。
2. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、マーチャントに事前に通知することなく本サービスの全部若しくは一部を中断、又は停止することができるものとし、これにより、マーチャント又はパートナーその他の第三者が被ったいかなる不利益、損害について、その理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 本サービスに関する通信環境の障害、天災、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動、戦争、テロ行為等に起因し、又はそれに関連する要因により、本サービスの全部又は一部の利用不能若しくは機能の不全が発生した場合
  - (2) 本サービスにかかわるシステム上の不具合並びに第三者によるハッキング、クラッキング等の本サービスに対する一切の妨害行為に起因し、又はそれに類する事情が原因となり本サービスの全部又は一部の利用不能若しくは機能の不全が発生した場合
  - (3) 当社が必要と判断したことにより、本サービスの運営を停止する場合
3. 当社は、マーチャントが本規約に違反した場合、電子メール又はその他の手段によりマーチャントに通知したうえで広告掲載を中断・停止することができるものとします。

#### 第13条（責任・保証）

1. 当社は、本サービスの利用に基づくマーチャントの成果の獲得について、いかなる保証を行うものではありません。

2. 当社は、本サービスがウィルスその他有害な内容を一切含まないこと、及びセキュリティが完全であることを保証するものではありません。
3. マーチャントが本サービスにかかわるシステム上の不具合及び当社による本規約の履行について異議のある場合は、マーチャントは、当該事実が発生したと客観的に確認できる日から1か月以内に、書面により当社に対しその旨を通知するものとします。
4. 本サービスにかかわるシステム上に本来機能すべき機能が動作しない等の不具合があり、かつこれが専ら当社の責めに帰すべき事由による場合で、マーチャントから当社に対して請求があったときは、当社は、無償で本サービスの不具合の治癒その他の修補を速やかに行うものとします。ただし、当社が合理的範囲で不具合の治癒その他の修補の努力を試みたにもかかわらず本来の機能を回復できない場合を除きます。
5. 当社は、本サービスの履行に関し、当社の故意又は重大な過失による直接の結果として、マーチャントが現実に被った通常の損害に限り、本条第6項の限度内で、マーチャントに対して、損害を賠償するものとします。ただし、前項ただし書により修補しないことにより生じた損害については、当社は、一切損害賠償の責を負わないものとします。
6. 当社のマーチャントに対する損害賠償の責任金額は、当社の債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、その他請求の原因の如何にかかわらず、マーチャントが当社に対して当該損害の原因になった本サービスに関し当該原因が発生した前月に実際に支払った本サービス利用料の1ヵ月分を限度とするものとします。
7. マーチャントは、掲載広告の提供及びその内容・機能に関し、当社、マーチャント若しくはパートナーにクレームがあった場合、又はマーチャントとパートナーとの間で紛争が発生した場合は、すべて自己の責任により誠実に、かつ遅滞なく当該事象の解決を図り、当社に一切の負担、迷惑をかけないものとし、当社が損害を被った場合、これを賠償するものとします。

#### 第14条（損害の免責）

1. 当社は、本サービスの利用により発生したマーチャントの損害については、一切の賠償の責を負わないものとします。ただし、当該損害発生が当社の故意又は重過失と直接的に起因する場合を除きます。
2. マーチャントが本サービスを利用することによりパートナーを含む第三者に対して損害を与えた場合、マーチャントは自己の責任により当該事象を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条（データの管理）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、取得したデータを、当社のトラッキングシステムの精度向上その他の本サービスの品質向上を目的とする場合及び当社が必要と合理的に判断する場合に利用できるものとし、マーチャントは、これに同意するものとします。



2. 当社は、前項のデータの管理に関し、当社が規定する「情報セキュリティ基本方針」に従って取り扱うものとします。

#### 第16条（秘密保持及び個人情報の取扱）

1. 当社とマーチャントは、本サービスを通じて知り得る相手方の秘密情報を、相手方の事前の承認なしには一切外部に公表しないものとします。ただし、次の各号に掲げる情報については、秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - (2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
  - (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
2. 当社は、マーチャントの個人情報を当社が規定する「個人情報の取り扱いについて」に基づき適正に取り扱います。
3. マーチャントは、本サービスを利用するにあたり、本サービスに関連して収集した個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいいます。）を個人データ（個人情報の保護に関する法律第2条第6項により定義されたものをいいます。）として取得する場合、当該個人関連情報の本人から、当社に対して提供する場合があることについて同意を得なければならないと、また、個人関連情報について個人情報の保護に関する法令及びガイドラインを遵守して取り扱わなければならないものとします。

#### 第17条（著作権等の知的財産権）

1. マーチャントは、本サービスにかかわるシステムの著作権及びその他の関連知的財産権がすべて当社に帰属することを確認するものとします。
2. マーチャントは、本サービスの利用期間において、本サービス利用の目的の範囲内のみでの本サービスの使用権を付与されるものとします。
3. マーチャントは、当社の事前の書面又は電磁的記録による承諾なしに、本規約に基づく契約による本サービスの使用権につき再使用権を設定し、第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は本サービスの全部若しくは一部の複製物を第三者に譲渡・転貸その他の本サービスの使用権若しくはその複製物の処分を行ってはならないものとします。
4. マーチャントは、管理画面上に入稿されたマーチャントのロゴバナーについて、当社が本サービスのプロモーション活動を行うために必要な範囲内に限り使用することを承諾するものとする。

#### 第18条（本サービスの利用期間等）

1. 本サービスの利用は、利用を開始した月（以下、「利用開始月」という。）を除き、少なくとも6か月間継続します。マーチャントの意思により、本規約に基づく契約の解約、又は本サービスの利用の一時停止を希望する場合は、解約又は一時停止を希望する日（以下、「解除日」又は「停止日」といいます。）の30日前までに当社に対し書面または当社の定めるオンラインフォームにより通知を行わなければならないものとします。
2. マーチャントは、解約日又は停止日より以前に発生した注文に関して、解約又は停止後も第10条に規定する注文承認作業を行い、当該注文承認にかかる報酬の支払を当社に対して遅滞無く行うものとします。
3. 本サービスの利用の一時停止期間は最長6か月とし、それを超える場合は、当社の判断により本規約に基づく契約の全部又は一部を解約することができるものとします。なお、この期間内に注文承認作業が行われない場合は、マーチャントは、当該注文を承認したものとみなされ、当該注文承認による報酬を支払わなければならないものとします。

#### 第19条（契約解除）

1. 当社は、マーチャントに対して30日前までに書面または電磁的記録により通知を行うことにより、本規約に基づく契約を解約することができるものとします。
2. マーチャントが以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前の通知及び催告を行うことなく即時に本規約に基づく契約を解除できるものとし、マーチャントは、当然に期限の利益を失い、その時点での残存する全ての債務を直ちに当社に弁済するものとします。
  - (1) 本規約に著しく反する行為が継続してなされ、当社からの書面または電磁的記録による催告によってもその行為が是正されない場合
  - (2) 本規約所定の条件に従って報酬を支払わない場合
  - (3) 第9条第1項若しくは第3項に違反し、又は違反するおそれがあると合理的に認められる場合
  - (4) 手形・小切手の不渡りを発生させたとき、又は銀行取引停止処分を受けた場合
  - (5) 仮差押、差押、破産、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の申立又は開始があったとき、又は営業廃止若しくは会社が解散した場合（ただし、合併により消滅会社となる場合は含まない。）
  - (6) 租税公課を滞納し、保全差押を受けた場合
  - (7) 事業再生ADRの手続きや私的整理を開始した場合
  - (8) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
  - (9) 最後に管理画面にログインした日から1年以上ログインを行わない場合
  - (10) その他本規約記載の条項に重大な違反があった場合

3. マーチャントが前項に該当したことにより、当社がマーチャントとの間の契約を解除した場合、当社は、当社の合理的な判断により、マーチャントに代わって、当該マーチャントが運営するマーチャントサイトで保留となっている注文の承認及び拒否を行うことができるものとし、マーチャントは、当社による当該注文承認によって発生する報酬を本規約の支払い規定に基づき当社に対して遅滞無く行うものとします。

#### 第20条（本サービス終了後の注文承認作業）

マーチャントが本サービスの終了後相当期間が経過しても注文承認作業を行わない場合、本サービス終了後に注文承認作業を行う必要が生じた場合、当社の合理的な判断により、保留となっている注文を承認又は拒否することができるものとし、マーチャントは、当該注文承認にかかる報酬の支払いを当社に対して遅滞無く行うものとします。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びマーチャントは、次の各号に該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、又は反社会的勢力であった場合
  - (2) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
  - (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
  - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
2. 当社又はマーチャントが前項に違反した場合、相手方は、何らの催告なしに本規約に基づく契約を取り消すことができるものとします。

#### 第22条（権利譲渡の禁止）

当社及びマーチャントは、相手方からの事前の書面による合意のない限り、本サービス又は本規約から生じる権利義務の一部若しくは全部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第23条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当社及びマーチャントは協議し、これを解決するものとします。

#### 第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

#### 第25条（管轄裁判所）

本規約に関連して生じた一切の当社とマーチャント間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第26条（本サービスの変更・廃止）

1. 当社は、本サービスの種類及び内容を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、マーチャントに対し事前に又は緊急の場合は事後に通知するものとします。

#### 第27条（本規約の変更）

1. 本規約は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて本規約を変更することができるものとします。この場合、本規約は、変更後の内容によるものとします。
2. 本規約の内容を変更する場合には、事前にメールや当社のウェブサイト上など当社が適切と認める方法で通知をすることにより、マーチャントに連絡したものとします。また、本規約の変更は、当該通知の際に指定する相当な期間を経過した日より効力を生じるものとします。なお、当該変更が、文言の修正等マーチャントに不利益を与えるものではない軽微なもの場合には、事前の通知を省略することができるものとします。

2019年3月18日変更・施行

2022年3月1日変更・施行

2024年6月1日変更・施行